イ　６の欄は、非通信状態における電力線への伝導妨害波の電圧の準尖頭値及び平均値の設計値をデシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。なお、平均値は括弧を付して記載すること。

ウ　７の欄は、通信状態における通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値の設計値をデシベル（１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。なお、平均値は括弧を付して記載すること。

エ　８の欄は、通信状態における放射妨害波の電界強度の準尖頭値の設計値をデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

オ　アからエまでの設計値の記載に当たっては、施行規則第46条の２第１項第４号の⑵の各表に掲げる周波数帯と許容値との関係が分かるように記載すること。

⑷　添付図面等の記載は、次のとおりとする。

ア　図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

イ　外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称並びに寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されたものであること。

ウ　外観を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部を写したものであること。

エ　接続図は、部品名及び回路定数が記載されたものであること。

オ　取扱説明書は、製品に付属されるものと同一又は同様の記載のものとし、電力線及び通信線に関する事項（付属の有無、規格、長さ、分岐の有無等）が記載されたものであること。

⑸　10の欄は、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮した事項その他参考となる事項を記載すること。

⑹　11及び12の欄は、試験に供した装置について記載すること。

⑺　13から17までの欄は、⑵及び⑶に準じて、測定値を記載すること。

⑻　18の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温及び湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。

⑼　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

注２　施行規則第46条の３第１項の規定により変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄は、記載しないこと。

⑵　指定番号の欄は、変更の承認を受けようとする設備の型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

⑶　設計書は、１及び２の欄並びに変更となる欄について、注１に準じて記載すること。なお、９の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。

⑷　試験成績表は、注１に準じて記載すること。

第２の３を次のように改める。

３　誘導式読み書き通信設備の場合

⑴　１枚目

長

設　計　書		整　理　番　号	
		指　定　番　号	
1　型式名		2　製造業者名	
3　搬送波の周波数		4　高調波及び低調波による高周波出力	

辺

5　漏えい電界強度	⑴　13.553MHz以上13.567MHz以下の周波数	⑵　13.41MHz以上13.553MHz未満又は13.567MHzを超え13.71MHz以下の周波数	⑶　13.11MHz以上13.41MHz未満又は13.71MHzを超え14.01MHz以下の周波数	⑷　その他の周波数
6　電波の強度に対する安全施設の状況				
7　添付図面等	⑴　外観を示す図及び写真　　⑵　接続図 ⑶　取扱説明書			
8　参考事項				

短　　辺　（日本工業規格Ａ列４番）

⑵　２枚目

長

試　験　成　績　表			9　製造番号	
			10　製造年月日	
11　搬送波の周波数	⑴　設　計　値	⑵　測　定　値	14　測定条件等	
12　高調波及び低調波による高周波出力	⑴　設　計　値	⑵　測　定　値		
		（　　）		
13　漏えい電界強度	測　定　値			
	⑴　13.553 MHz 以上 13.567 MHz 以下の周波数	（　　）		
	⑵　13.41MHz以上13.553 MHz 未満又は 13.567 MHz を超え13.71MHz以下の周波数	（　　）		
	⑶　13.11MHz以上13.41MHz未満又は13.71MHzを超え14.01MHz以下の周波数	（　　）		
	⑷　その他の周波数	（　　）		

辺

短　　辺　（日本工業規格Ａ列４番）